

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月28日
【会社名】	株式会社RS Technologies
【英訳名】	RS Technologies Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 方 永義
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 方 永義は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度計画の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度計画の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

(1)半導体生産設備販売及びその他商品販売における内部統制の不備

当社は平成27年8月から開始した一部の取引において実在性に疑義があるという外部からの指摘がありました。その事実経緯を把握し、事実認定に基づく対応を目的として、平成30年12月14日に当社とは利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士から成る特別調査委員会を設置し、専門かつ客観的な視点から事実関係の把握及び再発防止策の検討を含め、調査を進めました。

平成31年2月1日に特別調査委員会による調査報告書を受領し、当社が過去に特定顧客と行っていた一部の取引は対象商材が存在しない架空取引であり、当社による資金負担を目的とした資金循環取引であるとの報告を受けました。当社は、報告内容の検討の結果、当該取引は実態を欠いた取引として、関連する売上高、売上原価及びその差額として計上された利益、並びに売掛金を消去することとし、当社における資金の支払・回収に関する資金決済差額も通常の商取引における債権ではないため、長期未収入金として計上を行いました。併せて当該長期未収入金に対しては、各期末における回収可能性を検討の上、貸倒引当金の設定を行いました。

また、今回の会計処理の訂正を契機に半導体生産設備販売及びその他商品販売における会計処理を見直した際に発見された売上計上の期間帰属及び純額処理に関する修正事項等を合わせて訂正いたしました。

半導体生産設備販売及びその他商品販売における「取引開始時における与信管理及び途上与信の管理の不備」、「商品、取引の実在性の確認不足」及び「証憑類の確認不足」といった業務プロセスの不備により、今回の会計処理の訂正

を招いたものと認識しております。また、その背景には、当該業務プロセスの不備に関して「信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、弊社内の役職員に十分に伝達されていなかったこと」、「信頼性のある財務報告の作成を支えるのに必要な人材の確保・配置が不十分であったこと」及び「内部統制や財務報告に関連する重要な情報を、役職員間で円滑に伝達・共有するための体制が不十分であったこと」等の全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務プロセスに関する不備が存在していたことがあげられます。

以上のことから当社の半導体生産設備販売及びその他商品販売における内部統制の不備は当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、当該開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に判明したため、当事業年度末までには是正することができませんでした。

(2) 上記以外における内部統制の不備

当社は当連結会計年度の連結財務諸表等に関連して、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスに係る内部統制及び業務処理統制の整備及び運用が不十分であったため、「売掛金残高の誤り」及び「決算作業の大幅な遅延」が発生いたしました。

これらの原因としては、「売掛金の管理不足」といった業務プロセスの不備に加えて「部門間の役割分担が必ずしも明確ではない部分があったこと」、「信頼性のある財務報告の作成に関する経営者の方針や指示が、弊社内の役職員に十分に伝達されていなかったこと」、「信頼性のある財務報告の作成を支えるのに必要な人材の確保・配置が不十分であったこと」及び「内部統制や財務報告に関連する重要な情報を、役職員間で円滑に伝達・共有するための体制が不十分であったこと」等の全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する不備があげられます。

以上のことから、これらの内部統制の不備は当社の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当該開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に判明したため、当事業年度末までには是正することができませんでした。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、特別調査委員会の提言を踏まえ、専門家の助言を受けつつ再発防止に向けて以下の改善策を徹底し内部統制の改善を図って参ります。

コンプライアンス教育の実施

管理部門の人員増強による体制強化

各種稟議の記載内容の充実と効果的な審議の実施等による情報共有体制の強化

職務権限規程の見直しと役割分担の明確化及び運用の徹底による内部牽制の強化

通報窓口の拡充

リスクに応じた取引の検討方針の明確化

債権管理に関する規程の見直し及びリスクに応じた管理の徹底

売上計上基準を厳格に適用するための業務プロセスの再構築

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。